銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令新旧対照条文

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則 ( 昭和三十三年総理府令第十六号 )

傍線の部分は改正部分)

別表第一 (第十一条関係) 2 第十一条 で定める書類は、 において準用する場合を含む。 項、第七条の三第三項、第九条の五第四項及び第九条の十第三項 +-- +七 する許可等 情を明らかにした書類 うち、 申請書の添付書類 の災害により許可済猟銃 (同項第 (略) この号において同じ。 法第四条第一項第一号の規定により許可を受けようとする者の 法第五条の二第三項第二号に該当する者については、 法第四条の二第三項(法第五条の四第三項、第六条第三 (略) 許可等を受けようとする者 (略) 次に掲げるとおりとする。 改 を亡失し、 正 次項において同じ。 申請人の写真 2 枚 戸籍抄本及び住民票 の写し 一号の許可済猟銃をいう。 又は許可済猟銃が滅失した事 後 可 証 やむを得ない事情を 明らかにした書類 )の内閣府令 使用実績報告書 同号 以下 第十一条 別表第一 (第十一条関係) 2 九~十六 項 において準用する場合を含む。 で定める書類は、 (申請書の添付書類) (略) 第七条の三第三項、 (略) 法第四条の二第三項(法第五条の四第三項、 許可等を受けようとする者 (略) 次に掲げるとおりとする。 は提示する書類申請書に添え、又 改 第九条の五第四項及び第九条の十第三項 正 次項において同じ。 申請人の写真 2枚 前 ŧΙΕ やむを得ない事情を 明らかにした書類 )の内閣府令 使用実績報告書 第六条第三

備考 の更新の所持の許可の所持の許可の所持の新子の所持の許可の所持の新可の所対の。 検定 四第一項の規 四第一項の規 法第七条の三第一項の規定による空気銃の所持の許可の更新 けている者 イ 法第四条第一項第一号の規定による許可を受 けている者 イ 法第四条第一項第一号の規定による許可を受 撃競技参加選手等を除く。)
イ 法第五条の二第三項第一号に該当する者(射 けていない者 日の規定による許可を受けていない者 けていない者 日 法第四条第一項第 ロ 法第四条第 1 けていない者 日 法第四条第 けている者 出来の けている者 - 法第四条第一項第一号の規定による許可を受 第三項第六号に該当する者撃競技参加選手等に限る。)及び法第五条の二撃競技参加選手等に限る。)及び法第五条の二第三項第一号に該当する者(射 一項第一号の規定による許可を受 項第 一項第一号の規定による許可を受 (2) 又は第五号に該当する者(2) 法第五条の二第三項第四号 (2) 法第五条の二第三項第一号に該当する者(射撃競技参加条の二第三項第六号に該当する者(射撃競技参加条の二第三項第一号に該当する者 選手等を除く。(1) 法第五条の二 又は第三号に該当する者と、法第五条の二第三項第二号 又は第五号に該当する者と、法第五条の二第三項第四号 又は第三号に該当する者: 法第五条の二第三項第二号 又は第三号に該当する者 メは第五号に該当する者 法第五条の二第三項第四号 一号の規定による許可を受 一号の規定による許可を受 1 (射擊競技参加)二第三項第一号 銃の所持の許可に係る許可1が現に交付を受けている法 ,講習修了証明書及び、申請書に添える( 修了証 、書をい 証を四に 証明書を 1修了証 . ئ

備考 検定 四第一項の規 四第一項の規 法第七条の三第一項の規定による空気銃の所持の許可の更新 ハ 法第四条第 の 法第四条第 イ 法第四条第 けていない者 一 法第四条第一 撃競技参加選手等を除く。)
1 法第五条の二第三項第一号に該当する者(射 けていない者口 法第四条第一 けていない者 - 日の規定による許可を受 - 法第四条第一項第一号の規定による許可を受 けている者 - | 法第四条第一項第一号の規定による許可を受 けている者 - 法第四条第一項第一号の規定による許可を受 第三項第五号に該当する者 撃競技参加選手等に限る。)及び法第五条の二撃競技参加選手等に限る。)及び法第五条の二第三項第一号に該当する者(射 けていない者 法第四条第一項第一号の規定による許可を受 一項第一号の規定による許可を受 一項第一号の規定による許可を受 又は第四号に該当する者(2) 法第五条の二第三項第三号 (2) 法第五条の二第三項第一号に該当する者(射撃競技参加条の二第三項第五号に該当する者(射撃競技参加条の二第三項第一号に該当する者 (1) 法第五条の一 (1) 法第五条の二 に該当する者 (3) 法第五条の二 又は第四号に該当する者と、法第五条の二第三項第三号 に該当する者、法第五条の二第三項第二号 又は第四号に該当する者法第五条の二第三項第三号 。 (射擊競技参加)二第三項第一号 第三項第 第三項第 믁 \_ 号 講習修了証明書及び、申請書に添える(

持の許可に係る許可証をい交付を受けている法第四条 い、教習修了証明書をいう。 皿明書を

- 2 -

条第二項に規定する者: たずる射撃競技に参加、射撃競技参加選手等れ、別表第一代 経歴書は、別表第一代 経歴書は、別表第一

る者から推薦された者を参加する選手又はその候手等とは、当該種類の選第一の別記様式のとおり第一の別記様式のとおりました。別記様式のとおりは、別記様式第七十七旦

者をいう。
の候補者として適当でなの猟銃に係る令第十三名おりとする。

あ条

(第一項: てに同規

過していないことを明らかにした書類をいう。ることができなかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算してむを得ない事情により法第七条の三第二項の規定による許可ので、やむを得ない事情を明らかにした書類とは、令第十四条各号に 0て一月を経り更新を受けるに掲げるや

3 -